

◎農林物資の規格化及び品質表示の適

正化に関する法律の一部を改正する

法律

(平成二十二年四月三〇日法律第三二号(衆))

一、提案理由(平成二十二年四月九日・衆議院本会議)

○遠藤利明君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近の飲食品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原料原産地等について虚偽の表示をした飲食品を販売した者に対する罰則規定の新設等を行うとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、目的規定を改正し、法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示すること。

第二に、製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を設けること。

第三に、品質表示基準違反に係る指示または命令を行うとき

は、これとあわせて公表する旨の規定を設けること。

第四に、原料原産地等について虚偽の表示をした飲食品を販売した者は、二年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処する規定を設けることとしております。

本案は、去る七日の農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(平成二十二年四月二二日)

○平野達男君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、悪質な食品偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、食品の原産地を偽装した販売者に対し、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく罰則を適用する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者遠藤利明衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律